

滋賀県立琵琶湖博物館メンバーシップ規約

（会員）

第1条 会員とは、本規約を承諾して、登録の申し込みをし、琵琶湖博物館（以下「当館」とする。）が承諾した企業・団体（以下「会員」とする。）とします。

（有効期限）

第2条 会員の有効期限は入会日より1年（入会日翌年の当月末）または3年（入会日から3年後の当月末）とします。

（会費）

第3条 会費の種類は次のとおりとします。

- （1）1年コース（毎年支払）
50,000円／1年
- （2）3年コース（3年分まとめて支払）
100,000円／3年

（特典）

第4条 会員は次の特典を受けることができます。

- （1）会員の名称を、当館内の銘板及び当館ホームページに掲載します。
- （2）社員や同伴家族の入館料（常設展、企画展とも）を2割引します。
- （3）リニューアル内覧会に招待します。
- （4）社内研修会や催し等に当館が協力します。

（会員資格の喪失）

第5条 会員が次の項目のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失します。なお、いずれの場合も、既に納入された会費は還付しません。

- （1）メンバーシップの退会を申請したとき
- （2）本規約に違反し、会員として不適格であると当館が判断したとき
- （3）本規約に同意しないとき

（運営および事務局）

第6条 メンバーシップの運営および事務は当館において行います。

（その他）

第7条 本規約に定めのない事項については、当館長が別に定めるものとします。

滋賀県立琵琶湖博物館メンバーシップ 登録申込書

平成 年 月 日

滋賀県立琵琶湖博物館長 あて

所在地 〒
企業（団体）名
代表者役職・氏名
（連絡先）
部署・氏名
電話／FAX番号
メールアドレス

印

滋賀県立琵琶湖博物館メンバーシップについて、下記のとおり申込みます。

記

1. コース名 _____コース

2. □数 _____□（金_____円）